



「夢相続」のセミナーや勉強会に参加する人は増えている＝同社提供

大改正へ 相続法 徹底活用

配偶者居住権を創設 介護者が請求可能に



相続制度の改善に向けて民法の改正を進めている法務省

相続制度見直し案の主なポイント

配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●所有権を取得しなくても自宅に住み続けられる「配偶者居住権」を創設 ●生前贈与の自宅は遺産分割の対象外にする
相続権のない親族	<ul style="list-style-type: none"> ●6親等以内の親族（いとこの孫らまで）が介護などに尽力した場合、相続人に金銭で請求可能に
故人の預貯金活用	<ul style="list-style-type: none"> ●遺産分割前に生活費などの引き出しが可能となる
遺留分	<ul style="list-style-type: none"> ●最低限の権利である遺留分に足りない分を金銭で請求できる
遺言書	<ul style="list-style-type: none"> ●財産目録は自筆でなくパソコンの印字でもOK ●全国の法務局で自筆証書遺言を保管してもらえる

相続の仕組みが約40年ぶりに大きく見直される。亡くなった人の配偶者が自宅に住み続けることのできる「居住権」が創設される。ほかにも相続人が葬儀費や生活費などを引き出しやすくなるなど、変更点は多い。相続はどう変わり、どんなことができるようになるのか。ポイントと活用法をまとめた。

相続の仕組みは民法で定められている。法相の諮問機関である「法制審議会」が、3年間をかけて改正について議論してきた。大幅に見直し背景には高

齢化がある。被相続人が亡くなった後も、配偶者はかつてより長く老後を過ごすようになってきた。夫が亡くなった後でも、妻が住み慣れた自宅で過ごせるようにする。増加傾向の相続関連のもめごとを減らすことも求められている。

審議会は2月に改正要綱を答申し、政府はそれをもとに民法改正案を3月13日に閣議決定した。いまの通常国会で成立させたい考えだ。ルールが一般に適用される施行時期は「調整が必要な点もある」（法務省）として未定だが、改正案が成立すれば年内に施行されるの見方もある。では、具体的なポイントを見ていこう。

今回の改正では、配偶者居住権が新たに設けられる。

「お金はいいから今までどおり暮らして」と言ってくるだろう。しかし長男にお金がすぐに欲しい事情などがあれば、差額の支払いを求められる可能性がある。妻に手持ちの現金が少ないと、自宅を売ってお金を用意しなければいけない。新制度で居住権が認められれば、所有権は長男に譲って住み続けられる。自宅の評価額は3千万円だとし

ても、居住権の金額は1千万円といった少ない額になるため、その分現金を多く相続できる。老後の生活費を確保できるため、不安は減りそうだ。つまり遺産に占める不動産の評価額が大きいのに預貯金が少なく、配偶者の手持ちの現金も少ない場合、所有権ではなく居住権を選んだほうがいいケースがある。

ただし、居住権は必ずしもいいことばかりではない。相続支援業「夢相続」の曾根恵子代表はこう指摘する。

「多くの場合、残された配偶者には住み替えを勧めることになり、自宅は配偶者が一人で住むには広すぎるかもしれない。掃除や管理も大変だ。年を取って体が

住宅の資産の権利を「所有権」と「居住権」に分けるもので、配偶者が居住権を選択すれば、所有権が別の相続人や第三者に渡っても亡くなるまで住み続けられる。

居住権の金額は配偶者の年齢の平均余命などから算出され、高齢になるほど安くなる。所有権より少ない額になり、配偶者が遺産分割のために自宅を売らなくてもいいようになる。

例えば、被相続人の男性の資産が自宅一家と土地の評価額3千万円、預貯金2千万円の計5千万円だったとしよう。相続人は被相続人と同居していた妻と、別の場所に住んでいた長男の2人。法定相続分どおりに相続するならば、妻と長男が全体の半分の2500万円ずつ分け合うことになる。妻が自宅の所有権を夫から引き継ぐには、家と土地の評価額3千万円と法定相続分との差額500万円を長男に支払う必要がある。通常なら長男が母親に

動かなくなってきた時に、「やっぱり売って、もつと手狭なところに移ろう」と思っても、居住権だけで所有権を持っていないければ自由にすることもできない。どのくらい長生きするかなど、先々のことをよく考えて、居住権と所有権のどちらを選ぶのか家族と話し決めておくべきだ。

「住み続けてきた家には思い出や愛着があるのはわかります。でも、管理の行き届いた高齢者向けの共同住宅など、より快適に住むことができる選択肢があることも踏まえておくべきです」（曾根氏）

**不動産贈与便利に
仮払い制度も新設**

結婚期間が20年以上の夫婦であれば、自宅を生前贈与すると、それは遺産分割の対象から外されるようになる。

居住権の場合と同じように、自宅の評価額が大き

じめ妻の名義しておくことを検討しよう。夫が死んだ後に自宅の所有権を巡ってトラブルが想定されそうなら、この仕組みを使えば事前に回避できる。

相続人で協議して遺産の配分を決める「遺産分割」が終わる前でも、故人の預貯金を金融機関から引き出しやすくする「仮払い制度」も新設される。被相続人が亡くなったことを伝えると、金融機関は口座を凍結する。葬儀代や生活費などを引き出すとしても、相続人全員が合意しなければ、引き出せなくなってしまう。このため、金融機関に亡くなったことをしほらばく伝えないう人も少なくはなかった。

介護の貢献考慮 相続人以外も対象

相続人以外の親族でも、介護などの貢献が認められるようになることもポイントだ。対象は、いとこの孫ら6親等以内の血族と、おいやめいら3親等以内の配偶者だ。養父を長年介護してきた「息子の妻」らが主な対象になりそうだ。介護の実績などの証拠をそろえて、貢献分に応じた

金額の請求を相続人全員に伝える。相続人全員が認められない場合、家庭裁判所での遺産分割調停や審判に移る。

請求できる金額は介護の期間や内容などケース・バイ・ケースなので、目安は示しにくい。長年介護しているも、数百万円程度しか認められない可能性もある。これまでも故人の財産の増加や維持に特別に貢献した人については、遺産の取り分を増やす「寄与制度」はあった。しかし、対象は相続人に限られ、介護などをしたも認められにくい面があった。相続問題に携わる作花知志弁護士は改正案を評価する。

「裁判所は「子どもが親の面倒を見るのは当たり前」というスタンスで、通常程度の介護は「みんながするもの」として特別な貢献分は認められにくかった。今回の改正は、こうした「認められにくい」点を補う意味があるのでいいと思うか」

この改正についても注意点はある。長男と妻と、母親が同居していたケースを想定しよう。母親が亡くなると相続人は長男のほか、姉と弟の計3人だとする。故人は自宅2千万円と預現金1千万円を残していた。長男夫婦は亡くなるまで母親の面倒を見てきたが遺言書はなく、話し合うことになった。

長男は会社に勤め、日中の介護は妻に任せきりだった。妻の介護の大変さを実際に見てきたし、自身も金銭的な負担をきたして、妻の苦勞をねぎらうためにも、「長男夫婦で合計5割、姉と弟で合計5割」が妥当だと思っていた。姉や弟も、介護の苦勞をわかつてくれたと考えていた。

しかし、いざフタを開けてみると、「妻は除いて3等分がいいわね」という姉の主張が通った。長男は住んでいる自宅を相続するために、自身の相続分1千万円を差し引いた1千万円分の現金を用意する必要に迫られた。

遺留分巡り争い 現金請求可能に

遺言がある場合には、それに基づいて遺産を分ける。ただし、法定相続人には最低限の権利「遺留分」が保障されている。遺言で遺留分未満しかもらえない場合は、足りない分の権利を主張することが可能。これが争いの種となり、もめることがよくある。以下のケースを考えてみよう。遺産は自宅3千万円と預貯金2千万円で、相続人は妻と長男と次男の3人。遺言では「自宅を妻に、預



公証役場では公証人による無料相談も受け付けている

公証役場では公正証書遺言のパンフレットなどを用意している

貯金のうち長男に1500万円を、次男に500万円をそれぞれ分けてほしい」と書かれていた。

遺留分は法定相続分の半分になるため、妻は1250万円、長男と次男は625万円ずつとなる。次男は遺留分に125万円足りず、この分を妻や長男に求めることに争いに発展しやすくなる。

いまは遺留分を取り戻すための「遺留分減殺請求」を申し立てると、すべての遺産が相続人全員による共有状態になる。遺産の配分はその後の協議に委ねられ

てしまう。調停や訴訟になれば紛争は長引く。改正では「遺留分侵害額請求」という申し立てが認められるようになる。遺留分に満たない分を現金で請求するものだ。

「遺留分減殺請求を申し立てる相続人は、金銭的な解決を望んでいるケースが多い。改正によって初めからお金で解決できる仕組みになれば、遺留分を巡る紛争もよりスムーズに解決できるようになる」(作花氏)

「争続」を避けるには、遺言を

言を用意しておくことが有効だ。

身近なのが被相続人本人が書く「自筆証書遺言」。費用がかからず遺言書を残せるが、法律で定められた形式を間違えると無効になってしまうことも。これは全て手書きするルールだったが、財産目録の一部をパソコンなどで作成できるようにになる。資産の多い人は表計算ソフトなどを使って目録を整理し、印刷すればよい。

「財産目録だけでもパソコンが認められれば、かなり労力を減らすことにつながる。間違えた場合の書き換えの負担も少なくなるでしょう」(佐藤氏)

用意すべき遺言 法務局で保管も

自筆証書遺言を全国の法務局で保管する制度も新たにできる。保管しているかどうかオンラインで検索でき、紛失や改ざんの恐れもない。家庭裁判所で内容を

確認する「検認」の手続きも不要になる。

「遺言はそもそも、法定相続分と異なる資産の分け方を書くものですから、相続人にとって不満が生じやすい。にもかかわらず、実はこれまで自筆証書遺言が本物のなかを証明する手段があまりありませんでした。新しい制度ができればそうした課題をカバーできそうです」(作花氏)

使い勝手が良くなる自筆証書遺言だが、相続の専門家ですめるのは「公正証書遺言」だ。裁判官や検察官の経験者ら、法律実務に詳しい公証人が作成してくれる。検認の手続きは不要で、オンラインの検索システムもすでに稼働している。日本公証人連合会の向井壯・広報委員長はこう呼びかける。

「公証人が作成する遺言は法的に不備がなく確実です。公証役場は全国にあり、無料相談も受け付けています。遺言について不安があれば、近くの公証役場に相談してみてください」

今回の改正によって改善される部分は大きいですが、トランプの多くは遺族間のコミュニケーション不足によって生じる。相続をどう乗り切るか。生前から家族同士でよく話し合っておく必要がある。相続税をどう納めるかも重要な点だ。申告・納付期限まで亡くなってから10か月しかない。わからないことがあれば税務署に相談できる。亡くなった人が住んでいた場所を所轄する税務署に相談するのが原則だが、相続人が遠くに住んでいる場合は最寄りの税務署でも受け付けている。税務署は確定申告などで混んでいることもあるので、電話で予約してから行くともスムーズだ。国税庁は「10カ月は意外と短い。早めに準備してほしい」としている。相続はいつやってくるかわからない。法改正のポイントを押さえて、普段から備えておこう。本誌取材班